

## (仮称) 下桶売風力発電事業環境影響評価方法書について

本事業は、いわき市川前町鬼ヶ城山周辺の約 436.5 ヘクタールを対象事業実施区域とし、出力が 37,800～40,000 キロワットの風力発電所を整備する計画である。設置する風力発電機については、単機出力が 4,200～8,000 キロワットのものを 5～9 基設置する計画としている。

また、対象事業実施区域の半径 10 キロメートル以内では、2 件の風力発電所が稼働中であり、3 件の風力発電事業が環境影響評価手続中である。

本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項等に対応すること。

## 1 総括的事項

- (1) 環境影響評価の実施にあたっては、最新の科学的知見や評価手法を採用し、必要に応じ専門家等の指導及び助言を得ながら、定量的な予測及び評価を行うこと。

また、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）への記載にあたっては、平易な表現や図を用いることや、専門用語の説明の項を設けるなど、理解しやすい内容とする工夫に努めること。

併せて、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットでの閲覧を可能にする等、利便性の向上及び情報公開に努めること。

- (2) 事業の実施にあたっては、周辺住民等との相互の意思疎通に最大限努めたいうえで、事業による環境影響を積極的かつ分かりやすく示すこと。

また、周辺住民等の意見や要望に対して、十分な説明や誠意をもって対応し、誠実に理解の醸成を図ること。

さらに、周辺住民等の安全・安心を最大限に確保する観点から、事業による環境影響を適切に予測及び評価し、最大限の環境保全措置を講ずること。

- (3) 準備書に関する説明会の実施にあたっては、周辺住民等が幅広く参加できるよう、住民の生活形態に配慮して開催日時や場所等を設定し、十分な周知に努めること。

- (4) 準備書の手続を進めるにあたっては、事業内容を可能な限り具体化し、環境影響評価を適切に実施すること。

また、環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に新たな事象が生じた場合は、適時適切に評価項目等の見直しを実施すること。

- (5) 本事業の対象事業実施区域周辺における他の風力発電事業の環境影響評価手続を総合的に勘案し、累積的な影響について可能な限り適切な予測及び評価に努めるとともに、最大限の環境保全措置を講ずること。

- (6) 現地調査にあたっては、地域住民への十分な説明並びに理解を得たいうえで行うものとし、苦情等が申立てられた場合には、申立人及び関係機関の指導等に対し、誠意をもって対応すること。

また、風力発電機の稼働後に苦情等が申立てられた場合における具体的な環境保全措置について検討し、その結果を準備書に記載すること。

- (7) 事業に伴う土地の改変等による土砂災害の発生防止のため、土砂の流出防止対策や斜面の安定対策等を検討すること。盛土については、排水配管の整備や法面への低木樹の植栽等、十分な配慮を行うこと。
- また、風力発電機の破損・倒壊、火災等の事故を防止するための安全対策等や、事故発生時の復旧方法及び連絡体制について検討し、その結果を準備書に記載すること。
- (8) 事業実施にあたり使用する建設機械及び資材の運搬等に使用する車両等の仕様や数量については、準備書に具体的に記載するとともに、騒音、振動の環境影響評価に適切に反映すること。
- (9) 環境影響評価に用いる既存の各種資料及び法令等の基準値等については、十分に精査すること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音、振動等について

ア 騒音の評価の手法について、感覚閾値との関係性についても検討すること。

また、騒音の調査期間について、自然環境による季節変動が大きいことが考えられることから、四季を通じた測定の実施を検討すること。

イ 周辺の他の風力発電事業との累積的な影響の把握にあたっては、周波数を加味した予測が重要であることから、影響を受ける住宅や集落を重視して調査地点を選定すること。

また、累積的な影響の評価地点として、対象事業実施区域南側の集落付近の追加を検討すること。

併せて、周辺の他の風力発電事業の実施前及び実施後の測定結果と、当該事業の予測結果を並列に示す等、他の事業による影響との比較を検討すること。

ウ 工事期間中の走行ルートにおいて、工事関係車両の交通量が現況と比較して増加する見込みであることから、当該道路の走行にあたっては、環境保全措置を確実に実施し、騒音及び粉じん等による周辺の環境影響を回避するとともに、事故等の発生を防止すること。

エ 騒音、低周波音及び超低周波音については、最新の科学的知見を踏まえても不確実性が大きいことから、地形等の地域特性や、他の地域における風力発電事業に係る苦情や対応事例等を調査のうえ、適切な環境保全措置を講ずること。

### (2) 水環境について

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、水道水源保護地域に指定されていることから、事業実施に伴う濁水や土砂等による水道水源への影響を予測・評価するとともに、必要な環境保全上の措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。

また、環境影響の調査、予測、評価の方法の検討にあたっては、井戸水を含む利水状況を把握するとともに、周辺の内水面漁業権についても留意すること。

イ 当該事業により排出する水について、小白井川及び鹿又川に流入する恐れがあることから、流量計算をしたうえで対応方針を具体的に示すとともに、沈砂池の設計にあたっては、十分な集水範囲及び調整機能を担保する容量、能力とし、適正な維持管理の方針を示すこと。

(3) 地形及び地質について

残土の仮置き場等の設備の設置場所の検討にあたっては、地滑り地形の存在、岩石の土砂化の有無等を把握したうえで、土質の調査の検討を含め、慎重に検討すること。

(4) 動物及び植物について

ア 動物、植物及び生態系の環境影響評価・予測にあたっては、対象生物の行動圏、分布域等を踏まえ、調査範囲、地点、期間、時期及び調査方法等を適切に設定し、できる限り最新の知見を用いること。

また、調査対象については、「ふくしまレッドリスト」の該当種を踏まえ選定すること。調査地点の選定にあたっては送電線のルートを踏まえ検討すること。特にコウモリについては、送電線ルート上の調査を行うとともに、周辺のコロニー分布情報の収集等、生息状況を的確に把握できる調査頻度等を選定すること。

さらに、野生生物の各分野の専門家や、周辺で鳥類等の観察を行っている個人及び団体へのヒアリング等により助言を受けながら調査を行うこと。

イ 事業の実施にあたり緑化を行う場合には、専門家や関係団体等に助言・指導を仰いだうえで、地域の在来種や固有種を用いること。

また、法面緑化を行う場合は、種の吹付けを着実に実行し、法面の崩壊を防止すること。

ウ バードストライク、バットストライクについては、対象事業実施区域及びその周辺における調査結果、他の風力発電事業における調査結果、過去の衝突事例及び国の検討状況等、最新の知見に基づき、衝突リスクを解析・評価するとともに、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、その結果を検討経過も含めて準備書に具体的に記載すること。

エ 対象事業実施区域及びその周辺において生息が予想される希少性が高い動物については、その調査方法を慎重に検討し、希少生物が確認された場合には、より詳細な調査を実施するとともに、各動植物における保全措置の具体的な方法を準備書に記載すること。

オ 猛禽類の調査にあたっては、「猛禽類保護の進め方（平成8年8月環境庁自然保護局野生生物課編集）」に従い、年間を通じて実施すること。希少猛禽類の繁殖が確認された場合には、営巣地等の行動圏解析を綿密に行うとともに、実態を的確に把握できる調査地点、調査頻度等を選定すること。

カ 風力発電機等の配置等を検討するにあたっては、調査及び予測を十分に行い、重要な動物への影響を回避、低減するよう配慮すること。

また、風力発電機や取付道路の設置にあたっては、造成等の施工による一時的な場合も含め、生物相の豊かな地域は極力避け、野生生物の生活や移動経路に極力影響がない計画とすること。

キ 環境影響調査の実施にあたっては、当該調査そのものが植物、昆虫、水生生物等の生育・生息や自然環境に影響を与える行為であることを認識し、動植物の採取・捕獲を可能な限り最小限とするとともに、調査終了後は、調査地の現状回復に努めること。

(5) 景観について

- ア 景観の予測にあたっては、視覚的に比較しやすいフォトモンタージュ等を用いて具体的に記載するとともに、調査地点周辺がどのように見えるか分かりやすく示すこと。
- イ 景観の調査地点及び予測地点は、風力発電機の可視領域を踏まえ、より広範囲に設定すること。また、調査地点について、鬼ヶ城山の西峰及び東峰に近接した位置に風力発電機の設置を予定していることから、改変の程度を把握できるように、登山道における眺望点を含め、複数地点を対象とするよう検討すること。
- ウ 景観に係る予測及び評価に基づき、自然に溶け込ませた風力発電機の設置や、圧迫感や威圧感の低減、配置の見直し等の環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。
- エ 対象事業実施区域から変電所までの送電線の設置については、景観への影響がより少なくなるよう検討すること。
- オ 機材搬入経路及びアクセス道路工事に伴う改変部における緑化による修景は、周辺環境との調和に年月を要することから、可能な限り改変部が少なくなるよう検討すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場について

- ア 対象事業実施区域及びその周辺は、登山者等に親しまれる鬼ヶ城山があることから、地元の登山愛好家や山岳会等から意見を聴取し、今後の事業計画に反映すること。
- イ 鬼ヶ城山の利用状況だけでなく、登山ルートや眺望場所における自然環境の音と施設稼働に伴う騒音の影響について、人と自然との触れ合いの活動の場としての観点から検討すること。  
また、キャンプ場として利用されている地点については、夜間の静音な時間帯における騒音の影響を検討すること。

(7) 放射線について

- ア 風力発電機の設置位置や、敷設道路について、空間線量率だけでなく、土壌における放射性物質濃度の深度分布を含めて測定すること。  
また、その結果、高い値が確認された場合の対応についても具体的に検討すること。
- イ 沈砂池の土砂や工事で発生する残土を対象事業実施区域外に搬出する際には、放射性物質濃度を測定し、処分方法を検討すること。
- ウ 工事に使用する車両について対象事業実施区域内に退出する場合には、放射性物質の付着の有無を確認し、汚染が確認された場合には洗浄する等の対応を検討すること。

(8) 廃棄物について

- 産業廃棄物の種類ごとの発生量を予測するだけでなく、適正な処理及び再資源化の方法についての調査も行い、環境の保全や廃棄物排出量の低減に努めること。  
また、風力発電設備における運転期間中や撤去作業の際に生じる廃棄物の、排出量の予測及び評価についても検討すること。

### 3 その他

(1) 周辺地域における下水道の整備状況だけでなく、浄化槽の整備状況についても記載すること。

また、設置する仮設トイレについて、引き抜き物の対応を示すこと。

(2) 対象事業実施区域内には、牧野が含まれていることから、放牧されている家畜の健康等の影響を検討すること。

(3) カットイン風速等の風力発電機の制御法の説明を記載すること。

(4) 事業の実施にあたって必要となる他の法令・条例等の手続については、それらを所管する関係部局等に確認や協議を実施し、遺漏がないよう対応すること。